

## 認定申請等手数料一覧 (R4.10.1施行)

### 1 認定申請手数料

長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料  
【 法第5条第1項～第7項 】

■申請区分		新築	増築・改築・既存
■添付図書(写し可)		確認書又は評価書	確認書
■一戸建て住宅	1件につき	13,100円	18,400円
■共同住宅等		1件につき、次に掲げる額	
総戸数が5戸以下		24,800円	34,600円
総戸数が6戸以上10戸以下		37,500円	53,700円
総戸数が11戸以上25戸以下		59,100円	86,100円
総戸数が26戸以上50戸以下		91,700円	134,900円
総戸数が51戸以上100戸以下		137,200円	203,200円
総戸数が101戸以上200戸以下		229,500円	341,700円
総戸数が201戸以上300戸以下		289,300円	431,300円
総戸数が301戸以上		327,800円	489,000円

### 2 変更認定申請手数料

長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料  
【 法第8条第1項 】

■申請区分		新築	増築・改築・既存
■添付図書(写し可)		確認書又は評価書	確認書
■戸建て住宅	1件につき	6,500円	9,200円
■共同住宅等		1件につき、次に掲げる額	
総戸数が5戸以下		12,400円	17,300円
総戸数が6戸以上10戸以下		18,700円	26,800円
総戸数が11戸以上25戸以下		29,500円	43,000円
総戸数が26戸以上50戸以下		45,800円	67,400円
総戸数が51戸以上100戸以下		68,600円	101,600円
総戸数が101戸以上200戸以下		114,700円	170,800円
総戸数が201戸以上300戸以下		144,600円	215,600円
総戸数が301戸以上		163,900円	244,500円

※ 令和4年2月20日以前に認定申請を行ったもので法附則第2条第2項により変更申請を行う場合の手数料は別途定める

### 3 譲受人が決定した場合の変更認定手数料【 法第9条第1,3項 】

■変更認定手数料	1件につき	2,400円
----------	-------	--------

### 4 地位の承継承認手数料【 法第10条第1項 】

■承継承認手数料	1件につき	2,400円
----------	-------	--------

### 5 確認申請を同時に申請する場合【 法第6条第2項 】

1 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料額及び2 長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料額に同時に申請する建築物等の種類により以下の手数料の額を加える

■建築物	新潟県建築基準条例第23条第1項に掲げる手数料の額
■昇降機	新潟県建築基準条例第24条第1項に掲げる手数料の額

### 6 長期優良住宅容積率特例許可申請手数料【 法第18条第1項 】

■許可申請手数料	1件につき	160,000円
----------	-------	----------

## 認定申請等手数料一覧（R4. 2. 20施行）

### 2-2 変更認定申請手数料（R4. 2. 20施行前に認定申請したものに限り）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）

【附則第2条第2項】

■申請区分		新築	増築・改築
■添付図書（写し可）		確認書又は評価書	確認書
■戸建て住宅	1件につき	6,100円	8,700円
■共同住宅等	1件につき、次に掲げる額		
総戸数が5戸以下		11,900円	16,800円
総戸数が6戸以上10戸以下		18,300円	26,400円
総戸数が11戸以上25戸以下		29,100円	42,600円
総戸数が26戸以上50戸以下		45,400円	67,000円
総戸数が51戸以上100戸以下		68,200円	101,100円
総戸数が101戸以上200戸以下		114,300円	170,400円
総戸数が201戸以上300戸以下		144,300円	215,200円
総戸数が301戸以上		163,400円	244,000円